

専 門 相 談

無料

ネット上の 誹謗中傷等

でお悩みの方へ

電話相談窓口：078-891-7877

メール・対面（要予約）での相談も可



【電話受付時間】

	月	火	水	木	金
職員相談 9～17時	○	○	○	○	○
弁護士相談 15～17時	-	-	-	○	-

場所：県立のじぎく会館



- プロバイダ等への削除依頼の助言、法的手続きのご紹介等を行います。
- 解決を確約するものではありません。
- 裁判等の法的手続き費用は相談者のご負担になります。

- 令和4年7月に、侮辱罪が厳罰化され、同年11月には発信者情報開示の手続きが簡素化されました。
- 令和7年4月に、情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除申出への対応の迅速化や、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられました。

令和8年1月1日「インターネット人権侵害を防止する条例」が施行されました

兵庫県（公財）兵庫県人権啓発協会

STOP ネット暴力

書かず、広げず、立ち止まる

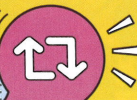
匿名なら
問題ない？

●●マジで
デブだし
キモいね

なれなれ
しいし
キモい

STOP

リポストは
責任が
ない？



STOP

事実なら書いていい？



〇〇市〇〇町1丁目3-4

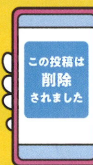
STOP

冗談・意見
だから大丈夫？



STOP

消せば
大丈夫？



STOP

災害時は
正確さより
スピード？



STOP

令和8年1月1日「インターネット人権侵害を防止する条例」が施行されました

インターネット人権侵害とは、誹謗中傷や不当な差別的言動などを発信・拡散することにより、他人の権利を侵害する行為です。
これらの行為は、被害者に深刻な苦痛を与えるネットの暴力です。



兵庫県
Hyogo Prefecture

ネット利用の安心を守るための条例ができました

令和8年1月1日

「インターネット人権侵害を防止する条例」が施行されました

インターネット人権侵害とは、誹謗中傷や不当な差別的言動などを発信・拡散することにより、他人の権利を侵害する行為です。

- 悪口や事実でないことを書いて人を傷つける
 - 個人情報やネットにさらす
 - 特定の人や集団を見下す言葉を投稿するなど
- これらの行為は被害者に深刻な苦痛を与えるネットの暴力です。



この条例で、何をめざすの？

インターネット上では、誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的な書き込みの発信や拡散による人権侵害が続いており、深刻な社会問題となっています。

兵庫県では、こうした **人権侵害を許さない社会の実現に向けた取組を県民の皆さんと一緒に進めていくため、この条例を制定しました。**

条例のポイント

県民・事業者へのお願い（関係者の責務）



県民

インターネット人権侵害は決して許されないものであることを理解し、こうした行為を行わないようにしましょう。



事業者

インターネット人権侵害についての理解を深め、事業を行うに当たっては、県・市・町等の施策に協力をお願いします。

県の取組

県は「被害者を支える」とともに、「人権侵害を起こさせない社会」をめざします！

啓発等の実施

人権尊重の理念に対する理解の促進、ネットリテラシーの向上を図るための啓発、教育等の事業を実施します。

相談体制の整備

専門職員・弁護士による相談体制を整備し、被害者の方に寄り添った支援を実施します。

不当な差別への対応

ネット上での差別の助長・誘発を防ぐため、インターネットモニタリング、プラットフォーム事業者等への削除要請、発信者への行政指導等を行います。

不当な差別とは

人種・民族、性別などの属性を理由とした差別的取扱いを助長・誘発するような言動や侮辱のことをいいます。

条例について詳しくはこちら





インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的な言動は、人の尊厳を傷つける、決して許されない行為です！
こうした投稿をしないこと、拡散しないこと、投稿前に一呼吸おくことが重要です。

**次のような行為は、人権侵害にあたる可能性があります。
このような事例で、実際に侮辱罪や名誉毀損罪等が成立しています。**

匿名の誹謗中傷



正直、ここまで大事になるとは
思っていませんでした

SNSに特定の人物の容姿や人格を誹謗中傷する書き込みを投稿。匿名での投稿でしたが、発信者情報開示請求により特定され、侮辱罪で罰金が科されました。



不当な差別による人権侵害



みんな書いてたから
大丈夫だと思ってました

特定の人物について「人種・性別・性的指向・障害」などに関する中傷を安易な気持ちで投稿。損害賠償請求が認められる結果になりました。

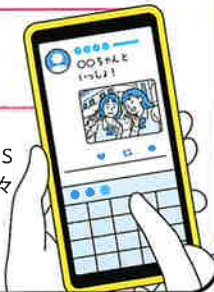


プライバシーの侵害



ただ写真を
投稿しただけなのに

友達と撮った写真や名前などを安易にSNSに投稿。第三者によって、個人情報が次々に特定されてしまう事態になりました。



情報拡散による誹謗中傷



誰かの投稿を
信じたただけでした

他人の投稿を安易に信じてしまい、軽い気持ちで拡散。しかし、その投稿は誹謗中傷にあたるものであったため、投稿を拡散した者も名誉毀損罪等の罪に問われました。



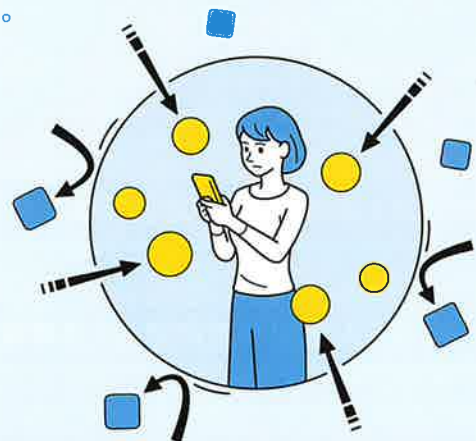
SNS等では、以下のような現象が起こりやすく、知らず知らずのうちに偏った考えに陥り、人を傷つけてしまうことがありますので、注意しましょう。

フィルターバブル

SNS等が、利用者の関心のある情報を優先的に表示する仕組みになっている結果、自分が見たいとされる情報しか見えなくなってしまいう状態

エコーチェンバー

SNS上で意見を発信すると、それに似た意見があちこちから返ってくることがあり、何度も同じような意見を聞くことで、自分の意見が正しいと信じ込んでしまう状態



被害にあったら

削除要請

YouTubeやXなどの大規模なプラットフォームを運営する事業者に対しては、ご自身で情プラ法による削除申出ができます。

情プラ法とは

情プラ法(情報流通プラットフォーム対処法)は、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除基準の策定や通報窓口の公表、削除申出への迅速な対応などを義務付けた法律です。

これにより、被害にあった際の対応がより進めやすくなっています。



法的手続き

警察への相談や、発信者の特定・損害賠償請求といった法的手続きを取ることも、選択肢として考えられます。

まずは、県の「ネット誹謗中傷等の相談窓口」へご連絡ください。

情プラ法の活用も含め、お話を伺いながら救済に向けた助言や必要に応じた専門窓口のご案内を行います。

なお、不当な差別を含む書き込みについては、情プラ法で削除されないときに、県から削除要請できる場合があります。



ネット誹謗中傷等の相談窓口

TEL.078-891-7877 ((公財)兵庫県人権啓発協会)

専門職員や弁護士がお悩みをお聞きます。



兵庫県以外の相談窓口

国(総務省・法務省等)や民間団体にも、インターネット上のトラブルに関する相談窓口があります。相談先の一覧はこちらをご覧ください



インターネット違法・有害情報相談センター(総務省委託事業)

誹謗中傷の書き込みを削除する方法などのアドバイスや情報提供を行っています。

インターネット人権相談受付窓口(法務省)

削除依頼の方法の助言に加え、事案に応じて法務局も削除要請を行っています。

まもろうよ ところ(厚生労働省)

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。